

触知案内図等に係るバリアフリー基準及びガイドラインの記載について

○移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成十八年十二月十五日国土交通省令第百十一号）（抄）

（移動等円滑化のための主要な設備の配置等の案内）

第十二条 公共用通路に直接通ずる出入口（鉄道駅及び軌道停留場にあつては、当該出入口又は改札口。次項において同じ。）の付近には、移動等円滑化のための主要な設備（第四条第三項前段の規定により昇降機を設けない場合にあつては、同項前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この条において同じ。）の配置を表示した案内板その他の設備を備えなければならない。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

2 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。

○公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン（平成 31 年 4 月版）（抄）

■触知案内図等及び点字表示	
触知案内図等	<p>◎公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。</p> <p>○出入口付近又は改札口付近（出入口と改札口が離れている場合に、それぞれの箇所の移動方向にある主要な設備等の位置や方向を示す音声・音響案内がない場合は、触知案内図等により案内する。</p> <p>◇乗り換えのある旅客施設では、乗り換え経路が他の経路と分岐する位置にも触知案内図等を設置することが望ましい。</p> <p>○トイレ出入口付近の視覚障害者が分かりやすい位置に、男女別及び構造を点字等で表示する。</p> <p>○触知案内図等において、点字により表示する場合の表示方法は JIS T0921 にあわせたものとし、触知案内図により表示する場合の表示方法は JIS T0922 にあわせたものとする。視覚障害者用と晴眼者用ではわかりやすい案内図の表現が異なるため、これを晴眼者用と兼用として設けることは適当ではないが、何が書かれているのか晴眼者が理解できるよう、JIS T0921 あるいは JIS T0922 にあわせて文字も併記する。</p>

参考 2-2-30

音声案内装置	<p>◇触知案内図等に、スピーカーを内蔵し押しボタンによって作動する音声案内装置を設置することが望ましい。</p> <p>◇この装置を設置する場合、対面して操作する利用者の「前、後、左、右」などわかりやすい言葉を用いて、簡単明瞭に施設等の方向を指示することが望ましい。</p>
音響案内装置	<p>◇触知案内図等の位置を知らせるよう音響案内装置を設置することが望ましい。この場合、改札口、プラットホーム上の階段、地下駅地上出入口における音響案内とは異なるものを採用するものとする。</p>
手すりの点字表示	<p>◎視覚障害者のために、手すりに階段の通ずる場所を点字で表示する。</p> <p>○上記の点字による表示方法は JIS T0921 にあわせたものとする。</p> <p>○その他の視覚障害者を誘導する通路や傾斜路の手すり端部にも、当該通路や傾斜路の通ずる場所を点字で表示する。</p> <p>○手すりの点字表示は、はがれにくいものとする。</p> <p>○上記手すりには、点字内容を文字で併記する。</p>

参考 2-2-30：触知案内図及び代替機能の事例

- ・設置位置を把握しやすくしている事例（音情報や、設置位置のルールを明確にしているようなもの）
- ・情報提供に工夫のある事例（出入口から人的支援が受けられる場所までの情報をわかりやすく提供しているもの）
- ・インターホンと一緒に設置されている事例（施設管理者等と連絡が取れるようになっているもの）
- ・点字マップ（持ち運びができる地図で、点字で示されたもの）